

令和2年9月29日

告示第48号

空き家利用促進事業補助金交付要綱（平成24年阿南町告示第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、空き家の循環利活用と不要となった空き家の解体を促進し、良好な住環境の確保と定住促進による地域の活性化、町内の商工業の持続的な発展を支援することを目的に、補助対象空き家の改修又は解体を行う者に対して予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金交付規則（昭和47年阿南町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔令和4年告示33号〕）

（定義）

第2条 この要綱において、用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 居住する 住民票を移し生活の本拠をおくことをいう。
- （2） 店舗等で利用する 事務所、飲食店、小売店、宿泊施設、作業所又は倉庫等で利用することをいう。
- （3） 所有者等 補助対象空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買又は賃貸を行うことができる者（所有者の3親等以内の親族（婚姻を含む。）も含む。）若しくは法人又は補助対象空き家を購入する予定のある者若しくは法人をいう。
- （4） 空き家利用者 所有者等と賃貸契約をする予定のある者又は法人（現に賃貸契約をした者又は法人を含む。）

（一部改正〔令和4年告示33号〕）

（補助対象事業及び補助金の額）

第3条 この要綱に基づき町が補助することができる対象となる事業は、空き家の改修又は解体のいずれかを行う事業とし、対象となる経費及び補助金の額は別表1のとおりとする。

（補助対象者及び補助対象空き家）

第4条 補助対象となる者及び空き家は、別表2のとおりとする。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

2 補助金の申請は世帯員全員を含め同年度内に1回を限度とする。

(一部改正〔令和6年告示1号〕)

(申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の着手前に補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは内容を審査し、補助の可否を決定したときは、速やかに交付(不交付)決定通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、前項の決定に際し、条件を付することができる。

(変更申請等)

第7条 前条の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)が、当該交付決定後にその内容等を変更し、又は交付決定を取下げようとするときは、交付決定変更(取下げ)承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更又は取下げを承認したときは、交付決定変更(取下げ)承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の変更承認に際し、必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の完了報告)

第8条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに完了報告書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、交付すべき額を確定し、補助金額確定通知書(様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、補助金請求書（様式第7号）により、補助金を請求するものとする。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第11条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助対象者に対し、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

- （1）自ら又は空き家利用者が、別表2（第4条関係）に定める要件を履行しないとき。
- （2）交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- （3）虚偽の申請やその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の処分を決定したときは、交付決定取消通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月28日告示第29号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年9月29日告示第33号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月18日告示第1号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年10月21日告示第45号）

この告示は、令和6年11月1日から施行する。

附 則（令和7年10月1日告示第40号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年3月17日告示第7号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

（全部改正〔令和 4 年告示33号〕、一部改正〔令和 8 年告示 7 号〕）

	交付対象事業		
	空き家の改修		空き家の解体
	居住する場合	店舗等で利用する場合	
対象経費	次のいずれかに該当する事業に要する工事費用 (1)台所、トイレ、浴室、屋根等の改修費用 (2)下水道への接続費用 (3)補助対象空き家の一部撤去又は増築費用 (4)補助対象空き家敷地内の付属家屋等の撤去及び荷物等の片付け費用 (5)その他、補助することが適当と認められる改修費用		補助対象空き家を全て除却かつ次のいずれかに該当する事業に要する工事費用 (1)補助対象空き家敷地内の付属家屋等の撤去及び荷物等の片付け費用 (2)解体後の敷地造成費用 (3)その他、補助することが適当と認められる解体費用
対象外経費	次のいずれかに該当する事業に要する工事費用 (1)町又は公的機関が行う他の補助金、助成金による工事費用 (2)火災、自然災害等による保険給付金の対象となる工事費用 (3)外構工事費用 (4)備品等の購入費用 (5)設置にあたりリフォーム工事を伴わない住宅設備 (6)補助対象空き家を伴わない付属家屋等のみの新築及び改修費用		次のいずれかに該当する事業に要する工事費用 (1)町又は公的機関が行う他の補助金、助成金による工事費用

	(7)電話やインターネット等の接続費用 (8)シロアリ駆除に伴う薬剤散布費用	
補助率及び 補助額上限 等	事業費の2分の1以内とし1件につき100万円を 限度として予算の範囲内で交付する。(20万円 以上の事業費のものに限る。)	事業費の2分の1又は解体する 家屋（付属家屋等含む。）の 固定資産税課税台帳に記載さ れている現況床面積合計に平 米あたり10,900円を乗じた額 のいずれか少ない方の額以内 とし1件につき50万円を限度 として予算の範囲内で交付す る。(20万円以上の事業費の ものに限る。)

※補助金の額は、1,000円未満を切捨てとする。

別表2（第4条関係）

（全部改正〔令和4年告示33号〕、一部改正〔令和6年告示45号・7年40号〕）

	交付対象事業		
	空き家の改修		空き家の解体
	居住用家屋の場合	店舗等で利用する場合	
補助対象者 (共通要件)	次の全てに該当する者 (1)補助対象空き家の所有者等であること。 (2)申請時において、自ら及び空き家利用者の同一世帯に属する者全員又は法人が市町村税等を滞納していないこと。 (3)自ら及び空き家利用者の同一世帯に属する者全員又は法人及びその関係者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。		
補助対象者	(1)自ら又は空き家利用	(1)自ら又は空き家利用	(1)町内に住所を有している

(個別要件)	者が完了報告書を提出するまでに次の全てを誓約した者 ア 補助対象空き家に継続して5年以上居住すること。（現に引き続き居住している場合は、自ら又は空き家利用者が完了報告書を提出した日から継続して補助対象空き家に5年以上居住すること。） イ 区に加入すること。	者が完了報告書を提出するまでに補助対象空き家を継続して5年以上自身の事業のために使用することを誓約した者 (2)自ら又は空き家利用者が町内に住所を有している者又は町内に本社若しくは支店又は営業所を有している者 (3)従業員20人以下（パート、アルバイト、役員を除く。）の事業所を営む者 (4)町長が認める支援機関等（以下「支援機関等」という。）の経営改善に係る指導を受け、意見を受けている者	者又は町内に本社若しくは支店又は営業所を有している者
補助対象空き家 (共通要件)	次の全てに該当する建物 (1)町の固定資産税課税台帳に記載のある建物 (2)直近2年以内に一定の期間（12月以上）居住がなされていないことが常態である住宅（別荘等の用途で使用されている住宅も含む。） (3)補助金の申請時において、直近5年以内にこの要綱による補助を受けたこ		

	とのない建物		
補助対象空 き家 (個別要件)	(1)町内の住宅関連業者 で、町内に本店を有 する法人又は個人事 業主に依頼した者 (2)農業集落排水又は合 併浄化槽に接続して いる住宅（近く接続 する予定のものを含 む。）	(1)町内の住宅関連業者 で、町内に本店を有 する法人又は個人事 業主に依頼した者 (2)現に所有者等又は空 き家利用者が自身の 事業のために利用し ている建物は除く。	(1)解体後の跡地利用計画（住 宅、店舗等の建設、駐車場 の整備等）が定まっている 住宅

※全ての要件に該当すること。